

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年4月12日

さいたま地方法務局不動産登記部門 登記官 関田 徹  
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0300-2023-0044 号	さいたま市岩槻区大字笹久保新田字蛭田 1 2 6 0 番
第 0300-2023-0048 号	さいたま市岩槻区大字浮谷字松葉 2 1 0 番 2
第 0300-2023-0081 号	さいたま市緑区大字代山字本村 8 7 3 番